

記者発表資料
平成24年11月29日
水産業振興課
担当者：千葉、武川（2931）

宮城県水産物放射能対策連絡会議

放射性セシウム新基準に対応したアイナメの水揚自粛について

宮城県水産物放射能対策連絡会議では、放射性セシウムの基準値を超える水産物を市場に流通させないため、下記のとおり一部海域においてアイナメの水揚げを行わないことを決定しましたのでお知らせします。

なお、隣接する仙台湾南部海域におけるアイナメについては、本会議において、既に本年5月18日から水揚げを自粛しておりますので申し添えます。

記

1 アイナメの水揚げ自粛について

①対象海域 仙台湾北中部海域
(別紙図面参照)

②水揚自粛開始日 平成24年11月30日

③水揚げの自粛とその海域を決定した理由

本年11月13日に、名取沖仙台湾で宮城県の調査船が採取したアイナメから90ベクレル/kgの放射性セシウムが検出されたため。

2 その他の対応

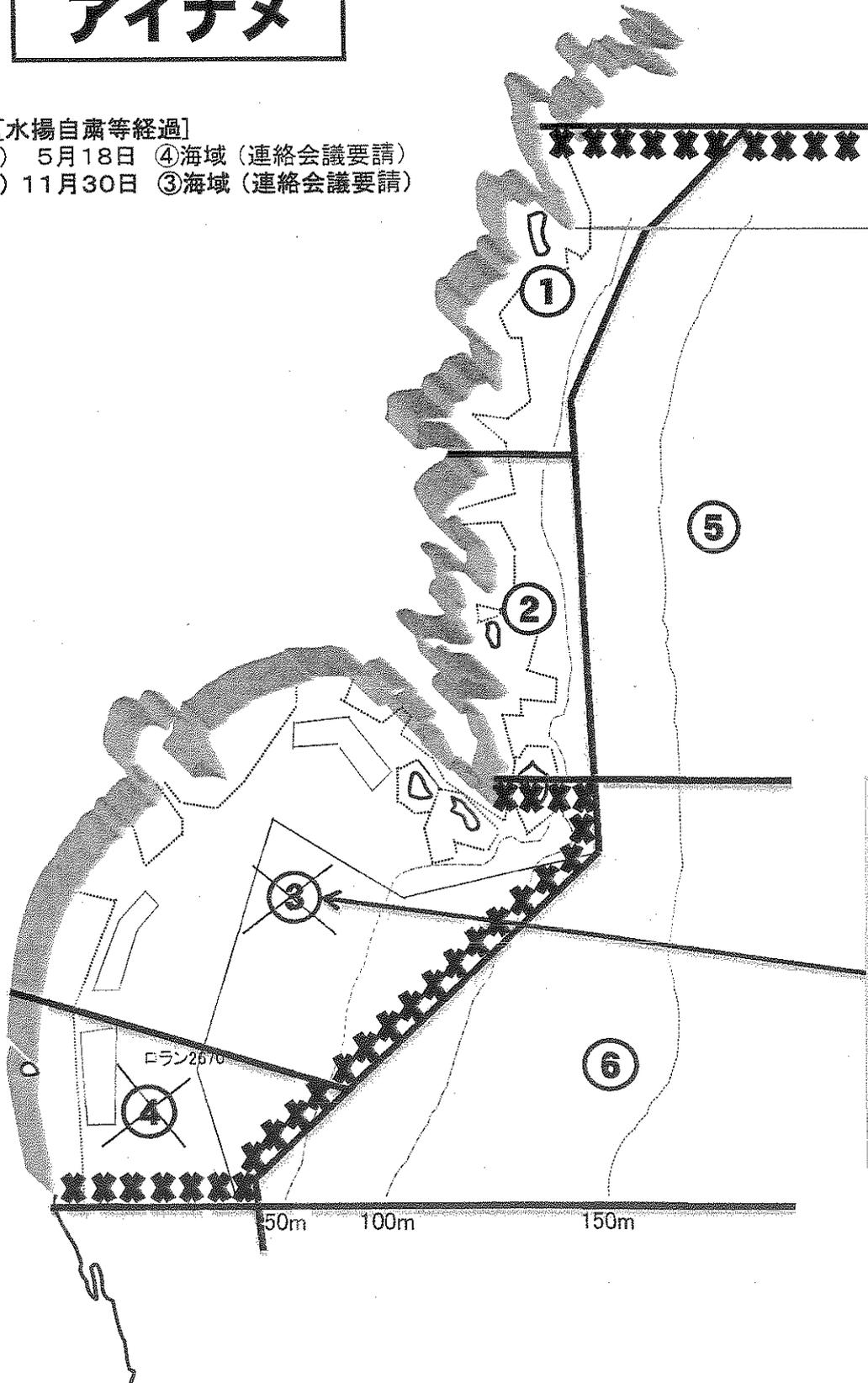
自粛海域および隣接海域においてアイナメの検査を強化する。

(11月30日現在)

アイナメ

[水揚自肅等経過]

- 1) 5月18日 ④海域 (連絡会議要請)
- 2) 11月30日 ③海域 (連絡会議要請)



今回、会議から水揚自肅を要請した③仙台湾北中部海域

宮城県水産物放射能対策連絡会議会則

(設置)

第1条 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、平成24年4月1日に放射性セシウムの新たな基準値が設定されることから、基準値を超える水産物を市場に流通させない対応が求められている。このことから、安全・安心を確保するための対策の検討や情報共有などを行うため、宮城県水産物放射能対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 放射性物質検査結果等を踏まえた対応に関すること。
- (2) 放射能対策、損害賠償請求などの情報共有に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、県内の漁業団体、産地魚市場・流通関係者等水産関係団体、宮城県等別表1に掲げる団体の役職員等をもって構成する。

- 2 連絡会議には議長、副議長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の開催は、議長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 構成員は必要に応じて、議長に連絡会議の開催を要請することができる。
- 3 議長は、構成員から連絡会議の開催要請を受けた場合には、連絡会議を開催する。
- 4 議長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、連絡会議を開催することができる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(要請)

第5条 連絡会議は、会議の協議結果を適切に実行するよう関係団体に要請することができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、宮城県農林水産部水産業振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成24年3月23日から施行する。

別表1 (第3条関係)

団 体 名
宮城県漁業協同組合
気仙沼漁業協同組合
牡鹿漁業協同組合
石巻市漁業協同組合
塩竈市漁業協同組合
宮城県沖合底びき網漁業協同組合
宮城県小型機船底曳網漁業協同組合
塩釜地区機船漁業協同組合
宮城県北部鱈鮪漁業組合
気仙沼遠洋漁業協同組合
渡波漁船漁業協同組合
宮城県旋網漁業協同組合
宮城県東部かつおまぐろ協同組合
宮城県さんま漁業者組合連合会
宮城県産地魚市場協会
宮城県水産物流通対策協議会
(財)宮城県水産公社
宮城県漁業信用基金協会
宮 城 県

オブザーバー

塩 竈 市
石 巻 市
女 川 町
気仙沼市

宮城県における水揚自粛の解除について

水産業振興課

1 宮城県放射能対策連絡会議での自粛

ケース	解除の条件
基準値（100Bq/kg）以下の値で自粛	① 解除しようとする海域内で、2週間以内の検査結果が全て50Bq/kg未満であること。 ② 解除しようとする海域において、2週間で最低3地点以上の検査を実施すること

2 国の出荷制限指示

ケース	解除の条件
基準値（100Bq/kg）を超えた品目について、生産地域の広がりがあると判断された場合	沿岸性魚種等
	解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回（ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない）、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上（計3回以上）検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が漁獲された場所では必ず検査する。
なお、出荷制限等の対象区域から対象区域外への回遊による魚群の移動や操業時期の終了などにより、制限区域における当該品目の漁獲等ができなくなった場合には、当該品目の次の漁獲等の開始前の段階での検査結果により出荷制限を解除することができる。	

※ 解除申請に係る区域内で他の地点より高い放射性セシウム濃度の検出が見込まれる地点で検体を採取することとし、測定値の不確かさについても考慮すること（繰り返し分析を行っても基準値を超える分析値が出ないことが統計的に見て推定できること）。

